

「児童の権利」を基盤とする非行児童保護に関する歴史的研究

—菊池俊諦の児童保護思想を軸として—

東北公益文科大学 氏名 竹原幸太 (8365)

キーワード：児童の権利、非行児童保護、児童福祉

1. 研究目的

周知の通り、非行を犯した児童（子ども）への対応は14歳を区分に、児童福祉と少年司法で対応される。この点に関して、先行研究では、内務省の感化法と司法省の少年法との権限争いについて未成年者処遇をめぐる法制史として注目され、用語的には不良少年（内務省）と未成年犯罪者（司法省）とで棲み分けられたことも指摘される（田中、2005:189）。

これに対し、内務省と司法省の管轄争いや用語問題とは角度を変え、少年法や校外教護を軸に「逸脱」と見なされる少年への統制という観点から社会史的研究も展開されている（鳥居、2006）。同研究では「逸脱」と見なされる少年への「教育」は「処罰」と表裏一体をなしていくことが描かれるが、「教育」と「処罰」とが表裏一体となる背後仮説により、史実を眺めようとしているのではとの批判もある（二井、2008:113）。一方で厳密に史実を掘り起こしつつ、新たな歴史像を描き出す研究であるとの見解もある（広田、2008:157）。

このように、感化法と少年法との区分を超えて、両者を統合して議論することについては、緻密な史実を描こうとする立場からは、概念整理が曖昧等の議論形式への批判もなされるが、新たな歴史像を見出そうとする立場からは即座に批判されるものでもなく、評価が分かれるところである。こうした評価の違いは、「何のために歴史研究をするのか」という研究者の目的意識の違いにあり、社会事業史研究でも、史実を実証していく個別研究も必要であるが、ともすれば、社会福祉全体との関わりでの研究目的が見えにくい研究もないかとの指摘もなされている（永岡、2012:143）。

そこで、本研究では年齢や管轄区分を超えて、非行児童を支援していく共通原理を見出すべく、初代武蔵野学院長菊池俊諦（1875～1972）の児童保護思想に注目し、彼が「児童の権利」を基盤として総合的児童保護事業を求め、その中に非行児童保護を位置づけた点に注目し、今日言われる子どもの権利基盤型アプローチの前史を描くことを目的とする。

なお、菊池自身も感化法と少年法の対象児童の用語をめぐり、「不良児童」、「犯罪少年」、「保護児童」等、概念整理を試み、その結果、著書『児童保護論』（1931、玉川学園出版部）では「非行児童」としているため、本報告では「非行児童」という用語を使用する。

2. 研究の視点および方法

先行研究では、同じ児童問題でも文部省、厚生省、司法省の管轄の違いで、児童観と対

応が分裂しているとする留岡清男の問題提起について高く評価されている（小川、1972：5-7、許斐、2001：41-43）。しかし、戦時下、留岡は大政翼賛会に参画して「生産力理論」に傾斜していくことなり（佐藤、1997：151）、伊藤清（厚生省社会局児童課長）らが唱えた児童を「人的資源」と捉える総合的「児童福祉」観と類似していたことも予測される。

これらの視点に対し、菊池は大正期に児童保護協会を結成し、以降、実践の要求から「児童の権利」を基盤とした総合的児童保護（児童福祉）事業を求めていたことが明らかにされ（石原、2005：5-11）、こうした視点が戦中の少年教護・少年保護再編期においても貫かれていたことが明らかにされている（竹原、2010：41-47）。

そこで、本研究では体制側から総合的児童保護（児童福祉）が組織化された事実とは別に、「児童の権利」を基盤として総合的児童保護事業が唱えられたという視点を援用する。研究方法については、菊池の総合的児童保護構想において、いかに非行児童保護が唱えられたのかを文献や戦後菊池が書き残した手書き原稿等を通じて検討する。

3. 倫理的配慮

本研究では文献検討を中心とし、今日的観点から見て不適切と思われる表現については、史料学的意義があるものについては原文のまま引用し、その都度、注釈を付すこととする。

4. 研究結果

菊池の「児童の権利」論は、単なる大正期の流行用語ではなく、非行児童保護に従事した中での核心的主張であり、非行児童を越えて、児童保護を実践していく上での基本原理であった。また、非行の早期予防や鑑別の視点を深める中で、障害児童や一般児童までも対象とした総合的児童保護（児童福祉）事業を現場から要求し、それらの事実について、戦後、手書き原稿で書き残した。当然、戦後に書かれた原稿であり、保身や美化もないかの疑問も残るが、戦前・戦中・戦後を生きた「昭和社会事業家の証言」として注目される。

5. 考察

近年、菊池の業績は徐々に注目されてきているが、主に武蔵野学院長時期の業績が注目されている（倉持、2010：114-119）。当然、実務期の業績こそ評価すべきとの見解もあるが、戦後、菊池が書き残した原稿（菊池文庫）が発掘されず、検討されてこなかった事実もあり、今一度、戦後の「証言」に耳を傾けることも必要ではないか。少なくとも、子どもの権利研究は児童憲章から児童の権利宣言まで「空白」であったとされる中で（喜多、2002：3）、その「空白」を埋める存在として、菊池の戦後の手書き原稿は注目に値する。

※本研究は科研費若手研究（B）（23730538）「菊池俊諦の児童保護事業職員養成における『児童の権利』擁護認識に関する研究」（2011年4月～2013年3月）の助成を得た。